省令

○厚生労働省・国土交通省令第三号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第四条第六項（同法第四条の二第三項において準用する場合を含む。）、第六条第一項第十五号、並びに第七条第一項第一号から第三号まで、同項第五号及び同項第六号ホの規定に基づき、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年八月十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
国土交通大臣　石井　啓一

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「高齢者居住安定確保計画に」を削り、同条中「第四条第五項」を「第四条第六項（法第四条の二第三項において準用する場合を含む。）」に、「高齢者居住安定確保計画」を「都道府県高齢者居住安定確保計画（法第四条の二第三項において準用する場合にあっては、市町村高齢者居住安定確保計画）」に改める。

第六条第十号中「高齢者居住安定確保計画が定められている都道府県の区域」を「市町村高齢者居住安定確保計画が定められている市町村の区域内のものである場合にあっては基本方針及び市町村高齢者居住安定確保計画、サービス付き高齢者向け住宅が都道府県高齢者居住安定確保計画が定められている都道府県の区域（当該市町村の区域を除く。）」に、「、基本方針及び高齢者居住安定確保計画」を「基本方針及び都道府県高齢者居住安定確保計画」に改める。

第十五条の見出し中「高齢者居住安定確保計画」を「都道府県高齢者居住安定確保計画」に改め、同条第一項及び第二項中「高齢者居住安定確保計画」を「都道府県高齢者居住安定確保計画」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（市町村高齢者居住安定確保計画で定める事項）

第十五条の二　市町村は、国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準に従い、市町村高齢者居住安定確保計画で、第八条から第十一条までの規定による基準を強化し、又は緩和することができる。

2　市町村は、国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準に従い、市町村高齢者居住安定確保計画で、第十二条第一項第一号の規定による期間を延長することができる。

別記様式第一号別紙の10．中「及び高齢者居住安定確保計画」を「及び市町村高齢者居住安定確保計画又は都道府県高齢者居住安定確保計画」に改める。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年八月二十日）から施行する。

○国土交通省令第五十九号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第四条第四項（同法第四条の二第三項において準用する場合を含む。）、第四十五条第一項第一号、第四十九条第一項第二号、第五十三条第一項第八号及び第五十四条第一号イの規定に基づき、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年八月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「高齢者居住安定確保計画」を「都道府県高齢者居住安定確保計画等」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章　都道府県高齢者居住安定確保計画等

第二条の見出し中「第四条第三項」を「第四条第四項」に改め、同条第一項中「第四条第三項」を「第四条第四項（法第四条の二第三項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三条第一号中「都道府県が高齢者居住安定確保計画で別に定める場合」を「市町村が市町村高齢者居住安定確保計画で別に定める場合にあってはその規模、賃貸住宅の所在する都道府県が都道府県高齢者居住安定確保計画で別に定める場合（賃貸住宅の所在する市町村が市町村高齢者居住安定確保計画を定めている場合を除く。）」に、「、その規模」を「その規模」に改める。

第十七条第一号中「都道府県が高齢者居住安定確保計画で別に定める場合」を「市町村が市町村高齢者居住安定確保計画で別に定める場合にあってはその規模、賃貸住宅の所在する都道府県が都道府県高齢者居住安定確保計画で別に定める場合（賃貸住宅の所在する市町村が市町村高齢者居住安定確保計画を定めている場合を除く。）」に、「、その規模」を「その規模」に改める。

第三十一条第二号中「高齢者居住安定確保計画が定められている都道府県の区域」を「市町村高齢者居住安定確保計画が定められている市町村の区域内のものである場合にあっては基本方針及び市町村高齢者居住安定確保計画、当該事業が都道府県高齢者居住安定確保計画が定められている都道府県の区域（当該市町村の区域を除く。）」に、「、基本方針及び都道府県高齢者居住安定確保計画」を「基本方針及び都道府県高齢者居住安定確保計画」に改める。

第三十三条第一号中「高齢者居住安定確保計画で別に定める場合」を「市町村高齢者居住安定確保計画で別に定める場合にあってはその規模、都道府県高齢者居住安定確保計画で別に定める場合（市町村高齢者居住安定確保計画が定められている場合を除く。）」に、「、その規模」を「その規模」に改める。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年八月二十日）から施行する。